

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	5	担当課	消防防災安全課
法令名	消防法	根拠条項	14の3 -1	許認可等の 内容	保安検査	
消防法 第十四条の三 政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者は、政令で定める時期ごとに、当該屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十条第四項の技術上の基準に従って維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。						
第十条 4 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。						
(技術上の基準)						
危険物の規制に関する政令(昭和34年9月26日政令第306号)				第9条~第23条		
危険物の規制に関する規則(昭和34年9月29日総理府令第55号)				第10条~第38条の3		
危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年5月1日自治省告示第99号)						